

## 環境アセスメントにおける蓄電所の取扱いについて

### 1 概要

電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年通商産業省令第 52 号）が改正され（令和 4 年 11 月 30 日公布）、第 1 条第 4 号（用語の定義）に「蓄電所」が設けられた。

環境影響評価条例の対象事業を定める環境影響評価条例施行規則別表第 1「7 電気工作物の建設」において、「変電所」は対象事業となっているが「蓄電所」はないため、取扱いを検討する。

### 2 省令改正の概要

再生可能エネルギーの普及に伴い単独で建設される蓄電所の増加が見込まれることから、電気事業法が改正され（令和 4 年 5 月 20 日公布）、蓄電用の電気工作物の項目が設けられ、保安規制等が及ぶことになった。

このため、関連省令においても、蓄電所が新たに設けられ変電所とは異なる取扱いとなった。

### 3 省令における蓄電所と変電所の違い

蓄電所は構外から伝送された電力を貯蔵し、同一電力（同一の使用電圧及び周波数）のまま構外に伝送するものであり、変電所は構外から伝送された電気を変圧器等で変成して構外に伝送するものであるため、伝送機能は同じで施設の処理内容が異なるものである。

しかし、蓄電池がある施設でも変圧器等が併設されるものは、従来どおり、変電所の取扱いとしており、蓄電池のみで独立したものだけ蓄電所とした。

	従来の取扱い	省令改正後
変圧器などの変電設備が併設する蓄電池施設	変電所	変電所
蓄電池施設のみ	—	蓄電所

### 4 環境影響評価条例における対象事業及び対象要件の取扱い

条例アセスの対象事業に「変電所」があり、その要件は、土地の開発に着目して面積で定められている。（甲地域 1 ha、乙地域 3 ha、その他の地域 3 ha）

対象事業「変電所」には「変圧器などの変電設備を併設する蓄電池施設」が含まれているところ、蓄電所は、変電設備を設けないものであり、変電所の一部が独立したものといえる。

また、変電所及び蓄電所は、いずれも「構外から伝送される電気を構外に伝送する」という、類似の電気系統を有し、電気工作物の土地の面的開発の点では同様である。

よって、蓄電所を変電所と同様にアセス対象にし、変電所と同じ面積要件とする。

アセスの対象事業に蓄電所はないため、蓄電所の追加及び所要の改正を行う（環境影響評価条例施行規則別表第 1 及び第 3 の改正）。

	アセス対象（現行）	アセス対象（改正後）
変圧器などの変電設備が併設する蓄電池施設	変電所	変電所
蓄電池施設のみ	—	蓄電所

## 5 今後の対応

- ・ パブリックコメントを行い、規則改正を行う。
- ・ 施行は、令和5年5月下旬以降を予定している。

電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）

### ○ 新旧対照表<抜粋>

新	旧
<p>(用語の定義)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 「蓄電所」とは、<u>構外から伝送される電力を構内に施設した電力貯蔵装置その他の電気工作物により貯蔵し、当該伝送された電力と同一の使用電圧及び周波数でさらに構外に伝送する所（同一の構内において発電設備、変電設備又は需要設備と電気的に接続されているものを除く。）をいう。</u></p> <p>五 「変電所」とは、<u>構外から伝送される電気を構内に施設した変圧器、回転変流機、整流器その他の電気機械器具により変成する所であって、変成した電気をさらに構外に伝送するもの（蓄電所を除く。）をいう。</u></p> <p>六～十九 (略)</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 「変電所」とは、<u>構外から伝送される電気を構内に施設した変圧器、回転変流機、整流器その他の電気機械器具により変成する所であって、変成した電気をさらに構外に伝送するものをいう。</u></p> <p>五～十八 (略)</p>

### <<蓄電所及び大型蓄電池の事例>>（インターネット情報）

- ・ 紀の川蓄電所（関西電力・オリックス）和歌山県紀の川市  
蓄電池の容量 11万3千kwh、出力4万8千kw  
面積（蓄電所全体）8,000㎡  
（2024年稼働予定）
- ・ 豊前蓄電池変電所（九州電力）福岡県豊前市  
蓄電池の容量 30万kwh、出力5万kw  
面積（変電所全体）14,000㎡